| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 五三 | 円借款の供与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 三 | 四 |
| 五四 | 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のモンテネグロ等による批准等に関する件 | 四 | 二 |
| 五五 | 外交関係に関するウィーン条約へのソロモン諸島の加入に関する件 | 四 | 二 |
| 五六 | パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件 | 四 | 二 |
| 五七 | バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための保健医療へのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件 | 四 | 二 |
| 五八 | ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 四 | 二 |
| 五九 | 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 四 | 三 |
| 六〇 | 行政運営研究・人材育成施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件 | 四 | 三 |
| 六一 六二 | 返納を命じた旅券を無効とする件 | 九 | 七 |
| 六三 | 小水力発電整備計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の書簡の交換に関する件 | 九 | 七 |
| 六四 | 債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の口上書の交換に関する件 | 九 | 七 |
| 六五 六六 | 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示 | 一〇 | 二 |
| 六七 | 「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件 | 一四 | 三 |
| 六八 | 返納を命じた旅券を無効とする件 | 一五 | 三 |
| 六九 | 円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件 | 一八 | 七 |
| 七〇 | 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件 | 一八<br>35<br>一六 | 七 |
| 七一 | 先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件 | 一八<br>35<br>五五 | |
| 七二 | シリア・アラブ共和国におけるラッカ及びデリゾールにおける食料安全保障の強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 | 二二 | 二 |
| 七三 | 二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件 | 二二 | 二 |
| 七四 | ハンガリー及びギリシャ共和国の専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書Ⅷに従い同条約の規定を世界観光機関に適用することを約束する通告に関する件 | 二二 | 二 |
| 七五 | 紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示 | 二二<br>37<br>一八 | 二 |
| 七六 | 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件 | 二五<br>40<br>七 | |
| 七七 | 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件 | 二五<br>40<br>八 | |
| 七八 | 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件の一部を改正する件 | 二六<br>特17<br>一 | |
| 七九 | 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件 | 二六<br>特17<br>三 | |
| 八〇 | 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等を指定する件 | 二六<br>特17<br>三 | |
| | **○財務省** | | |
| 二四―二一 | 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 | 八<br>27<br>三 | |
| 三二―三四 | 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 | 八<br>27<br>一〇 | |
| 三五 | 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件 | 一〇<br>三 | |
| 三六 | 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 | 一四<br>30<br>七 | |